

令和８年熊本地震による被災者に対する 盛土規制法許可申請等に係る手数料免除について

熊本県土木部建築住宅局建築課盛土対策室

令和８年熊本地震により被害を受けた建築物所有者等の経済的負担を軽減するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）の手数料について、減免措置（全額免除）を行います。

１ 全額免除対象手数料

被災した建築物の復旧・再建築（移設を含む）にあたって生じる下記の手数料

- ①宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請手数料【法１２条１項、３０条１項】
- ②宅地造成及び特定盛土等に関する変更許可申請手数料【法１６条１項、３５条１項】
- ③宅地造成及び特定盛土等に関する中間検査手数料【法１８条１項、３７条１項】

２ 全額免除の要件

被害区分	罹災証明書で「一部損壊」以上 ※被災証明書の場合、被災の程度等を踏まえ、個別に可否を判断
対象者	①罹災証明書等の発行を受けた本人（法人等を含む。）又は同一生計家族であるもの ②過去に同一の罹災証明書等で減免を受けていないもの
用途・規模	①自己用の建築物等であること ②被災した建築物等と同用途・同規模程度であること

３ 免除期間

令和９年（２０２７年）３月３１日まで

４ 申請の方法

市町村長が発行した罹災証明書等を添付のうえ、盛土規制法の許可等に係る申請を行ってください。